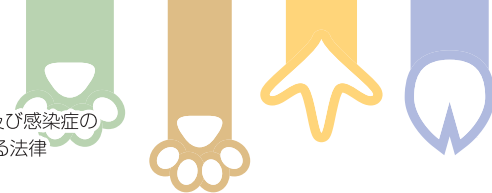




感染症法による動物由来感

染症対策

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



感染症法では、病原体の感染力や病気にかかった場合の重症度等に基づいて、総合的な観点から、感染症を1～5類感染症に分類し、それぞれについて取り得る措置を定めています。また、感染症の発生を早期に、正確に把握するため、患者を診断した医師や感染・発症した動物を診断した獣医師は保健所への届出が義務付けられています。

主な感染症の類型と発生の把握

獣医師の届出

日本で発生した場合に重大な影響が予想される感染症や人の感染予防に注意が必要な感染症として規定される感染症にかかった動物を診断した獣医師は、保健所へ届け出ることが義務付けられています。(法第13条)

獣医師の届出の対象となる感染症と動物

(平成27年2月末現在)

■ 診断後直ちに届出

感染症	対象の動物
エボラ出血熱	サル
マールブルグ病	サル
ペスト	プレーリードッグ
重症急性呼吸器症候群(SARS)	イタチアナグマ・タヌキ・ハクビシン
結核	サル
鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)	鳥類
細菌性赤痢	サル
ウエストナイル熱	鳥類
エキノコックス症	犬
中東呼吸器症候群(MERS)	ヒトコブラクダ



医師の届出

患者を診断した医師は、感染症の類型に応じてそれぞれの期日以内に保健所に届け出ることが義務付けられています。(法第12条)

医師の届出の対象となる主な動物由来感染症 (平成27年2月末現在)

■ 1～4類感染症は診断後直ちに届出、5類感染症は診断後7日以内に届出

1類 感染症

原則入院、消毒等の対物措置

〈対象疾病〉●エボラ出血熱●クリミア・コンゴ出血熱●南米出血熱●ペスト●マールブルグ病●ラッサ熱

2類 感染症

状況に応じて入院、消毒等の対物措置

〈対象疾病〉●結核●重症急性呼吸器症候群(SARS)●鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)●中東呼吸器症候群(MERS)

3類 感染症

特定職種への就業制限、消毒等の対物措置

〈対象疾病〉●細菌性赤痢●腸管出血性大腸菌感染症

4類 感染症

動物、飲食物を介しての感染が多い。消毒、廃棄等の対物措置

〈対象疾病〉●E型肝炎●ウエストナイル熱●エキノコックス症●黄熱●オムスク出血熱●オウム病●回帰熱●キャサナル森林病●Q熱●狂犬病●サル痘●重症熱性血小板減少症候群(SFTS)●腎症候性出血熱●西部ウマ脳炎●ダニ媒介脳炎●炭疽●チクングニア熱●つつが虫病●デング熱●東部ウマ脳炎●鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)を除く)●ニバウイルス感染症●日本紅斑熱●日本脳炎●ハンタウイルス肺症候群●Bウイルス病●鼻疽●ブルセラ症●ベネズエラウマ脳炎●ヘンドラウイルス感染症●発しんチフス●ボツリヌス症●マラリア●野兔病●ライム病●リッサウイルス感染症●リフトバレー熱●類鼻疽●レプトスピラ症●ロッキー山紅斑熱

5類 感染症

発生情報の収集分析と結果の公表によって発生拡大を防止

〈対象疾病〉●アメーバ赤痢●クリプトスポリジウム症●ジアルジア症●破傷風

指定 感染症

1～3類感染症に準じた対人、対物措置(1年間に限定)

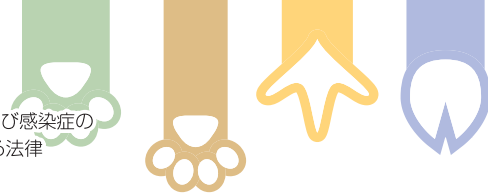
〈対象疾病〉現時点で該当なし



感染症法による動物由来感

染症対策

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



動物の輸入規制、輸入手続き

我が国には、家畜、ペット、実験動物、展示動物等たくさんの動物が世界各国から輸入されています。輸入される動物を原因とする感染症の発生を防止するため、感染症法において、我が国に持ち込まれる動物(家畜、家さん等を除く)に対して、輸入の禁止、検疫、届出といった規制が講じられています。

輸入禁止

人へ重篤な感染症を感染させるおそれがあるため、日本への輸入が禁止されています。(法第54条)

コウモリ、プレーリードッグ、
ヤワゲネズミ(マストミス)、
イタチアナグマ、タヌキ、
ハクビシン、サル^{*1}



*1:サルは、試験・研究・展示用に限り、一部地域から輸入可能(輸入検疫を実施)。

輸入届出

輸入動物によって動物由来感染症が侵入する危険性を低減させるとともに、国内への動物の輸入状況を的確に把握するため、平成17年9月に動物の輸入届出制度が導入されました。(法第56条の2)

届出対象動物^{*2}

生きた哺乳類、鳥類及び齧歯目・ウサギ目の死体

販売用や展示用に限らず、個人で飼われているペット等もすべて対象になります。特に、齧歯目(ハムスター、モルモット、チンチラ、リスなど)については、厳格な要件を定めていることから、個人による輸入は極めて困難です。

*2:家畜及び家さんは家畜伝染病予防法に基づく動物検疫の対象です。犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンクは狂犬病予防法に基づく検疫が必要です。

動物等の輸入届出手続きの概要

届出対象動物(生きた哺乳類、鳥類及び齧歯目・ウサギ目の死体)を輸入する方は、輸入の都度、下の表の対象疾病に関する輸出国政府の衛生証明書や関係書類を添えて、動物の種類や数量等を輸入する空海港の検疫所に届け出て、検疫所による確認を受ける必要があります。



■ 詳しい内容は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou12/index.html>

■ 輸入届出の対象動物と動物ごとに定められている感染症

	対象	対象疾病
生体	齧歯目に属する動物	ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病、レプトスピラ症
	ウサギ目(ナキウサギ科)に属する動物	野兔病、狂犬病
	その他の哺乳類	狂犬病
	鳥類に属する動物	ウエストナイル熱、高病原性鳥インフルエンザ
死体	齧歯目に属する動物の死体	ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病、レプトスピラ症
	ウサギ目(ナキウサギ科)に属する動物の死体	野兔病